

令和7年9月4日
17時00分

今 治 港 長
三島川之江港長
今治海上保安部長

勸 告
(荒天準備)

台風第15号の接近に伴い、港則法第39条第4項の規定（今治港及び三島川之江港を除く各港は同法第45条において準用）に基づき、今治港、三島川之江港、菊間港、岡村港、宮浦港、吉海港、伯方港、壬生川港、西条港及び寒川港における船舶に対し、下記のとおり勧告します。

記

- 1 旅客船及び海上タクシー等は、予定航路の気象状況の把握に努め、運航管理規定による運航中止基準を厳守すること。
- 2 漁船及びプレジャーボート等の小型船は、陸揚げ又は安全な場所への避難準備をすること。
- 3 港湾工事等の作業現場においては、資機材の流出防止等の荒天準備を行うとともに、作業船は作業を中止し避難準備をすること。
- 4 造船所等において修理中の船舶で運航可能な船舶は、早期に安全な海域への避難準備を行うとともに、避難不可能な船舶は台風の直撃を想定した対策を講じること。
- 5 荷役中又は荷役準備中の船舶にあつては、船舶代理店、荷役関係者と荷役の中止等の調整を図り、避難時期を逸することのないよう留意すること。
- 6 上記以外の船舶は、台風情報に留意し乗組員を待機させるほか、荒天及び避難準備を行うとともに、必要に応じて直ちに運航できる態勢を講じること。